

## 第20号の5様式記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法附則第8条の2の2第7項又は第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在の市町村長に対して提出する第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体（法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。）が当該寄附金の受領について交付する受領証（地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じ。）の写しも併せて添付してください。
- (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「1. 特定寄附金に関する明細」の各欄	受領証に記載された内容を記載します。	
3「2. 特定寄附金額の按分の計算」(③の欄及び④の欄)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (イ)の欄は、第22号の2様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載します。</li> <li>(2) (ロ)の欄は、②の金額を④の(イ)の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に③の(イ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。</li> <li>(3) (ロ)の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載します。</li> <li>(2) 1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。</li> </ol>
4「特定寄附金の額⑤」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は③の(ロ)の欄の金額を記載し、その他の法人は②の欄の金額を記載します。	
5「控除額⑥」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6「控除対象法人税割額⑦」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は第20号様式の⑥の欄の金額から第20号の2様式の②の欄の金額を控除した金額を記載し、その他の法人は第20号様式の⑤の欄の金額から第20号の2様式の①の欄の金額を控除した金額を記載します。	
7「税額控除上限額⑧」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

	<p>10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の4第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6（19））の15の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6（20））の21の欄の金額</p>	
3「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式の申告書に添付する場合に、第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
4「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
5「差引計⑤」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 第20号様式の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑦の欄の金額</p> <p>(ハ) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人 第20号様式別表1の2の④の欄の金額</p> <p>(2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額</p>	
6「事務所又は事業所」	同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載します。	
7「分割基準及び分割課税標準額」	<p>(1) 「従業者数」の欄は、同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付して記載します。</p> <p>この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(イ)から(ロ)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(イ)から(ロ)に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。</p> <p>(イ) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数× <u>新設された日から算定期間の末日までの月数</u> 算定期間の月数</p> <p>(ロ) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数× <u>廃止された日までの月数</u> 算定期間の月数</p> <p>(ハ) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 <u>算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数</u> 算定期間の月数</p> <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「分割課税標準額」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ⑤の欄の金額を「合計」の欄の従業者の数で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割</p>	

課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。

- (ii) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。